

民主主義と身体拘束

2022年5月24日 弁護士 佐々木信夫
2023年9月22日 第二版

日本を誰が支配しているか？

- 内閣総理大臣か？
- 天皇か？
- 国民か？

法の支配とは何か？

- 人の支配でなく法の支配を
- 絶対主義との対立の過程で成立した思想
- 英米法の原則
- 日本国憲法もこの原則を採用しているといわれている
- 違憲立法審査権
- 立憲主義

法治主義とはなにか

- 行政が法律の制限の下に行動する国家
- 形式的法治国家→法律の根拠さえあれば国家は人民の権利を制限できる
- ナチスドイツも合法性の下に正当化された経緯がある
- 立憲主義とは異なる

立憲主義

- 憲法にもとづいて政治を行うという原理
- 18世紀以降に生まれた自由主義的憲法に基づく政治形態の原理
- 権力分立
- 基本的人権の保障

再度法の支配を定義すると

- 国民・人民の自由を保障する自由主義的憲法が支配するという意味
- 人が支配するのではない
- 理性の支配、規範の支配

法の支配、立憲主義の実質的理由

- 人間は生まれながらに平等で尊厳を持った存在である
- 人間は自由なものである
- 専制主義の廃棄
- 民主主義

民主主義とは何か

- ギリシャ語では人民の権力を表す言葉
- 人民が国家の権力を掌握し、自ら権力を行使する
- 自己統治の理論

自由か？民主主義か？

- 自由であれば強いものが勝つ？
- 民主主義であれば多数決で勝てばいい？
- 何についての自由か？
- 何についての平等か？

J.S.ミルの自由論

- 他人に危害を加えない限り、人は自由である
- (他害原理)
- 言論の自由、討論の自由

自由か？正義か？

- 自由だけで社会は成り立つのか？
- 強いものが勝つだけでいいのか？
- 正義とは何か？

ジョン・ロールズの正義論

- 平等に自由が保障されるべきである
- 機会の平等
- 最も恵まれない人たちを基準に配分されるべき

- →公正としての正義

人身の自由

- 憲法31条→「何人も法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他刑罰を科せられない」
- 手続の法定と適正 + 実体の法定と適正
- 日本の精神医療はどうなのか？

精神医療は実体的に適正か？

- 精神障害者だけを狙い撃ちにした偏頗なもの
- 不平等である
- 必要最小限の制約ではない
- 判断基準は明確ではない
- →実体的に不適正

精神医療は手続的に適正か？

- 入院・拘束などに司法審査が予定されていない
- 精神医療審査会は司法機関ではない
- 上訴手続きもない
- 当事者対立構造が意図的に忌避されている
 - 基準は不明確
 - 広範な裁量→法の支配を無効化している
 - 医療は法の下にないのか？
 - 医療は規範と理性の下にないのか？

身体拘束要件は法定されていない

- 告示によって人の拘禁を決めている
- 手続の法定に反する
- 告示は官僚が裁量で決める
- 自己統治を無化している
- 議論が無化されている
- 民主的手続きの不在
- 正当性の契機がない
- 経済的利害関係者が決めている

行政だけで拘禁要件を決めることの愚

今般、法の委任を受けた身体拘束に関する告示130号を、厚労省と医療側の談合だけで改変しようとしている

→当事者や国民を交えた民主的討論の欠如
民主的正当性の欠如

→暗黙裡に談合的に、人身の自由の最高度の侵害の要件が決められようとしている。

日本の政治過程の構造

- 政・官・財の鉄のトライアングル
- 政治は業界から資金を集めている
- 官僚は支配権を拡張したい（経済的利得もあるか？）
- 業界は官僚には監督を緩くしてもらいたい。
- 政治家に資金を提供し、自己に有利に立法・行政を誘導したい

- 余りにもわかりやすい構造

どうあるべきか？

- 当事者、人民の意思によって国政を運営する
 - 隔離・拘束の議論を専門家に任せない
 - 最も苦難を味わうのは誰か？
 - 専門家が信用できるという確証はない
 - 人選は恣意的
-
- 国民・人民の無気力を解消すべきだ
 - 生活主体・政治主体としての自覚

ご清聴ありがとうございました！

- 自由万歳！
- 民主主義万歳！